

家畜伝染病予防法施行令の一部改正について（案）

令和 7 年 6 月 18 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）においては、家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザなど、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを家畜伝染病として定めている。

また、それぞれの家畜伝染病に対応して、その対象となる家畜として、法及び家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号。以下「令」という。）において家畜を規定しており、現在、法において鶏、あひる等が、令においてきじ、だちょう等が規定されている。

エミュー（※）について、近年、採卵・肉用・採油等の用途で我が国において飼養数が増加しており、令に規定するだちょうよりも飼養数が多くなるなど、我が国畜産業に一定程度定着してきている。

くわえて、エミューも、基幹家畜である鶏等と同様に高病原性鳥インフルエンザの感受性を有するため、エミューが高病原性鳥インフルエンザに感染したときには、基幹家畜にまで影響を及ぼしかねない。

2 改正の概要

令第 1 条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加し所要の規定の整備を行う。

3 今後のスケジュール

公布 9 月上旬予定

施行 10 月上旬予定

(※) エミューとは

- ✓ 原産国：オーストラリア
- ✓ 主要生産地：福島県、福岡県、佐賀県、熊本県
- ✓ 特徴：頭長約 200 cm、体重 50 kg
- ✓ 用途：採卵・肉用・採油等
- ✓ 飼養状況：1,895 羽・151 戸（令和 6 年 12 月時点）
令和 2 年時点の飼養状況は 717 羽・45 戸（推定）

【参考】だちょうとは

- ✓ 原産国：アフリカ
- ✓ 主要生産地：茨城県、山梨県
- ✓ 特徴：頭長 200～250 cm、体重 100 kg
- ✓ 用途：肉用、皮革等
- ✓ 飼養状況：1,331 羽・108 戸（令和 6 年 12 月時点）
令和 2 年時点の飼養状況は 2,905 羽・164 戸（推定）

出典 <https://torinozukan.net/>
<http://japan-ostrich.org/introduction/view/0218023967>